厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課御中

> 全国消費者団体連絡会 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階 電話番号:03-5216-6024

「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」及び

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」に関する意見

- 1.「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正 する省令(案)」への意見(案)
  - (1) 今までは全頭から同じSRMの部位が除去されていましたが、改正される省令では月齢によって除去される部位が変わることになります。そのことについてわかりやすい説明を行ってください。
    - ・ 貴省はこれまで「異常プリオンたん白質は脳、せき髄、小腸などに蓄積し、それら特定危険部位を除去することは、人が変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染するリスクを低減するために重要な対策」とし、全頭からSRMを除去してきました。今回変更されるSRMの部位について、回腸遠位部と扁桃はほかの部位はどう違うのか、何故せき髄、脳は除去せずによいのか丁寧に説明して下さい。

    - ・ 現在国による検査対象は全頭ではなく 20 ヶ月以上ですが、実際は各自治体によって全頭検査が実施されています。非定型BSEの発生や感染のメカニズムは今なお不明のままであり、それに対する不安の声も聞かれる中、全頭、20 ヶ月齢以上、30 ヶ月齢以上の検査に変更になった経過について丁寧に説明して下さい。
  - (2) 国はこの省令の改正によって実際に作業を担う自治体への支援を積極的に行って下さい。
    - ・と畜場において現在は全ての牛から SRM が除去されていますが、今後牛の月齢で変わる SRM の除去作業が確実におこなわれるよう、国から自治体を支援して下さい。
    - ・ 各自治体が行う生産者や消費者とリスクコミュニケーションを国は積極的に支援して 下さい。
- 2.「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」への意見
  - (1) 牛のトレーサビリティが確立されていない国から輸入される、加工食品用せき柱の月齢を 30 ヶ月齢以下にするにあたって、月齢の根拠はどのようにして確保されるのか、 丁寧に説明して下さい。
    - ・固体による違いもあり、牛の歯列や肉質による月齢の確認などは消費者にも理解できる説明を行ってください。 以上

厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課御中

> 全国消費者団体連絡会 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階 電話番号 03-5216-6024

「牛海綿状脳症(BSE)発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し(案)」 に関する意見

- (1) 日本国内とトレサビリティー体制、飼料規制、検査体制が異なる海外から輸入される牛については、安全性が確保できる理由を丁寧に説明して下さい。
  - ・ 牛のトレーサビリティが確立されていない国からの輸入月齢を 30 ヶ月齢以下に拡大 するにあたって、月齢の根拠はどのようにして確保されるのか、丁寧に説明して下さ い。
  - ・ 米国産牛肉については、特定危険部位の除去などの輸出プログラムがあるにも関わらず、脊柱が入り込むなど違反が相次いでいます。アメリカ・カナダの工場への監視計画、輸出プログラムの遵守についての実行可能性について、詳しく説明して下さい。
  - ・ フランス、オランダからの輸出プログラムとその遵守状況の把握はどのように行うの か説明して下さい。
  - ・ 消費者・国民のなかでは依然として今回の改正について十分な理解が進んでいません。 拙速に緩和をせず、生産者や消費者とのリスクコミュニケーションを十分に行ってく ださい。

以上